

令和6年10月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年10月22日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時17分
  
- 5 出席した教育長及び委員
  - 花田 忠雄 教育長
  - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
  - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
  - 笠原 陽子 委員
  - 佐藤 麻子 委員
  - 常陸 佐矢佳 委員
  
- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	田熊 徹
教育監	濱田 啓太郎
副局長	羽鹿 直樹
総務室長	宮田 一男
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
生涯学習部長	信太 雄一郎
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 慶吏
県立高校改革担当課長	原田 賢
行政課長	飯田 馨
財務課長	渡邊 太郎
参事兼高校教育課長	渡貫 由季子
保健体育課長	磯貝 靖子
学校支援課長	吉野 哲也
生涯学習課長	伊藤 聡
文化遺産課長	鹿島 美雪
  
- 7 提出議題 次葉のとおり
  
- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## 教育委員会 10 月定例会 会議日程

日時 令和 6 年 10 月 22 日（火） 9 時 30 分から  
場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第 1

- 定教第 24 号議案 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 定教第 25 号議案 令和 7 年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に係る生徒入学定員について
- 定教第 26 号議案 令和 6 年度神奈川県教育委員会表彰（教育功労者表彰）について

#### 日程第 2

- 報第 11 号 令和 6 年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について

#### 日程第 3

- 請願第 2 号 「部活動顧問の調整を管理職が担うことを求める請願」について
- 請願第 3 号 「部活動顧問希望の正確な確認を求める請願」について

### 2 協議・報告事項

- 報告 1 神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づく教育委員会所管条例の見直し結果について
- 報告 2 「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会及び教育と個人情報保護を考える会からの要請について
- 報告 3 第 16 期神奈川県生涯学習審議会の審議結果について

## 教育委員会10月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会10月定例会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。  
本日の会議録署名委員ですが、笠原委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

笠原委員 (了解)

教育長 会議日程に入る前に、地教行法第13条第2項の規定によりまして、教育長職務代理者を指名したいと思います。第一教育長職務代理者には引き続き、下城委員を指名しますのでよろしくお願ひします。

下城委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」ほか2件の付議案件があります。  
また、日程第2として「令和6年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について」の報告案件があります。  
さらに、日程第3として「部活動顧問の調整を管理職が担うことを求める請願」について」ほか1件の請願があります。  
その他、協議・報告事項として「神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づく教育委員会所管条例の見直し結果について」ほか2件の報告があります。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第26号議案は、人事に関する案件、また、協議・報告事項の報告1は、議会に報告する案件で、会議を公開することにより、県行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれのある案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思います。ご異議はございませんか。

全委員 異議なし

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
また、日程第3の請願第2号及び請願第3号は関連する請願ですので、一括して質疑を行うこととしたいと思います。ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

それでは、非公開案件は後で審議することといたしまして、先に公開の案件に入ります。

はじめに、進行の関係から日程第3の請願第2号及び請願第3号に入ります。

請願第2号 「部活動顧問の調整を管理職が担うことを求める請願」について  
請願第3号 「部活動顧問希望の正確な確認を求める請願」について  
説明者 磯貝保健体育課長

保健体育課長 請願第2号「部活動顧問の調整を管理職が担うことを求める請願」及び請願第3号「部活動顧問希望の正確な確認を求める請願」について、それぞれ説明します。本請願は、9月10日付けで、県教育委員会宛てに提出されたものです。請願者は、「神奈川県部活動問題を考える会」です。同団体は、令和6年1月10日付けで「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」を提出し、1月23日に開催した神奈川県教育委員会1月定例会及び3月11日に開催した神奈川県教育委員会3月定例会において審議した結果、勤務時間外に及ぶ部活動指導を教職員に強制することができないことについては、同じ認識ではあるが、各学校で勤務時間内における部活動業務を可能な限りお願いをしているという理由から不採択とし、同団体に通知しました。その内容を踏まえ、今回、請願が提出されております。まず、「部活動顧問の調整を管理職が担うことを求める請願」について説明します。

ファイル05をお開きください。2/2ページをご覧ください。「1 請願の要旨」ですが、「神奈川県立学校において、次年度の部活動顧問を調整する業務を管理職が担うこと」というものです。

「2 請願の理由」については、資料にあるとおりです。請願の理由について、本県の実情を踏まえてご説明します。県教育委員会では、全ての県立学校の部活動顧問の調整方法については、把握しておりませんが、多くの学校で、部活動を担当するグループが中心となり、調整が行われているものと把握しています。請願の理由の中に、総括教諭や教諭が調整を担っている場合、管理職以外には伝えにくい個別の事情を調整担当者に伝える必要が生じたり、調整上の配慮を欠くことになるという指摘がありますが、個別の事情については必要に応じて管理職が話を聞き、調整に関与することは通常行われているものと考えております。なお、学級担任や校務分掌の調整においても、県教育委員会として、各学校に調整方法を指示しているものではありません。従って、部活動顧問の調整方法についても、県教育委員会として、各学校に指示することは考えておりません。

続いて、「部活動顧問希望の正確な確認を求める請願」について説明します。ファイル06をお開きください。2/4ページをご覧ください。「1 請願の要旨」ですが、「神奈川県立学校において、教職員に対して部活動顧問の希望を調査する際に、部活動顧問を「希望する・希望しない」の正確な確認を行うことを徹底すること。具体的

には調査用紙を用いて希望を集約する場合に、部活動顧問を「希望する・希望しない」の選択欄を設けること」というものです。

「2 請願の理由」については、資料にあるとおりです。請願の理由について、本県の実情を踏まえてご説明します。前回の請願の提出時にも説明をしましたが、部活動の全員顧問制は、教員負担の平準化を目的とした各学校の工夫であり、個別の事情を配慮し、できる範囲の協力をお願いしています。さらに、部活動指導は学校の業務であることから、勤務時間内にできる業務等については全員で対応するなど、多くの学校が業務分担の工夫をしているものと認識しています。また、具体的な調査用紙については、先の請願と同様で県教育委員会から指示するものではないと考えます。両請願とも、前回提出された「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」と趣旨は同様と捉えており、部活動顧問への就任の考え方については、前回請願で回答したとおりです。今回は、各学校での顧問調整方法や具体の調査用紙について言及したものと考えております。

請願回答に向けた考え方の説明は以上です。

教育長 両請願について、県教育委員会事務局としての考え方等をご説明しました。何かご意見、ご質問等があればよろしく申し上げます。

下城委員 教育委員会としては、強制、各学校に対して、部活動顧問の調整の仕方について、こうしなさいという強制はしていないと。あくまでも、各学校の自主的な判断、運営に任せているということでしたけれども、まずもって、業務時間内であっても、部活動顧問、あるいは専任顧問をすることに対して、「個別の事情からできません」ということは認められる場合が十分にあると考えてよいわけですね。その上で、強制はしていないということで、昨年度、この請願があったわけですから、この請願を基にどういうことを各学校に周知されたのか、まず、そこを確認させてください。

保健体育課長 神奈川県教育委員会3月定例会において審議した後に、各県立高等学校、中等教育学校に対して、部活動顧問調整の考え方について確認をしました。具体的には、個別の事情をしっかりと確認をすること、合意形成の下、関わり方を決定することといった内容です。また、4月に行われた学校長会議においても、改めて同様の内容を周知しました。

教育長 他はいかがでしょうか。

笠原委員 そのところについて、もう少し詳しく伺いたいのですが、県教育委員会の方から、前回の「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」についての通知の中で、「各学校には教員の個別の事情をしっかりと把握し、考慮して対応する必要があることを改めて周知します」と回答しています。今回の請願の中に、それぞれ校長以外の方が調整役を担っていることがあるとすると、教員の個別の事情をしっかりと把握するという、かなりプライベートな内容を調整する。校長以外の方に話をすること自

体が、なかなか、本人からすると難しいのではないかと思います。そういったところに関しては、特に校長会議の中では、単に今、課長が言った「個別の事案を配慮して合意形成をしてください」程度の内容でしか話はしていないという理解でよろしいですか。それ以上の、今言ったような個別の事情をしっかりと把握するということに関して、特段具体的な指示であるなど、コメントは発していないという理解でよろしいですか。

保健体育課長 具体的にどの段階で個別の事情をしっかりと確認をするという細かいところまでは、各学校に指示をしているものではありません。

笠原委員 更に言えば、「すごく個人的なことなので、校長先生にやはり話をしたい」「その他の先生に知ってほしくない」という思いがあるのではないかと思います。その点についてはいかがですか。

保健体育課長 部活動顧問の調整を始める前に、高等学校長から全職員にこれから始めますということ、まず周知をしてから調整に入りますので、その調整の段階で、しっかりと個別の事情を確認していきますので、必要に応じて、そういったことを伝えたい方については、管理職に伝えるようにということを確認をする必要があると考えております。

笠原委員 やはり、その辺のところを明確に伝えていかないと、人によっては、なかなかそこまでの内容が理解できないと思うので、是非今、説明したことを改めて校長会の場でしっかりと、考え方として示すことが必要ではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

教育長 他はいかがでしょう。

佐藤委員 部活動顧問の調整のプロセスの中で、管理職が直接それぞれの先生方と面談したり、話を聞いたりする機会は確保されているのでしょうか。

指導部長 人事異動に関わることを含めて、来年度の校内体制を作るにあたっては、管理職が個別の教員としっかりと面談をした上で、それぞれの職員の状況を把握して決定をしていくことは、プロセスの中で必ず各学校において行われていることと考えております。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 もう一つよろしいですか。今回の請願にあたって、請願者の方から調査用紙を提案されています。それと併せて現行の調査用紙の一般例というものも添付されていますが、これは全学校で統一的なものなのでしょうか。こういう調整方法をしてくだ

さいというマニュアルのようなものを、県教育委員会が何か指定して流しているということはあるのでしょうか。確認させてください。

保健体育課長 部活動顧問の調整方法については、各学校で判断し実施しているものと考えております。特に県教育委員会から、こういうものをという形で手引きなどを示しているものはありません。

下城委員 調査用紙も、ここに出されているものは、あくまでも一つの学校でこういうものを行っていますということであって、こんなふうにと、統一的に促しているわけではないということですね。

保健体育課長 お見込みのとおりです。

教育長 他にいかがでしょうか。

常陸委員 調査用紙の使用も含めて各学校で判断しているということですが、今回提示をいただいたものは、「はい・いいえ」の希望の有無欄を設けたと。これを例えば、学校が使用するというのも問題がないと考えてよろしいでしょうか。学校の判断に委ねられるということ。

保健体育課長 調整方法等は各学校で判断して実施されておりますので、そのように考えております。

教育長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他に質問、意見がないようであれば、この二つの請願に関する対応について、私の方から提案をしたいと思っております。請願第2号と請願第3号は、県立学校での部活動顧問の調整や希望調査の方法について、一定の対応を求める内容になっています。ただ、事務局からも説明がありましたとおり、両請願の趣旨は、昨年度提出された、部活動顧問の就任を強制しないしてほしいという請願の延長線上にあるものと考えています。昨年度の議論の中でもありましたし、実際、県教育委員会から請願団体に回答した内容にもありますけれども、学校における部活動は学校の業務として行うものであるため、勤務時間内の部活動業務については、皆で負担していこうということで、個別の事情を考慮しながらも、できる範囲の協力をお願いしているという現状であって、これは部活動に限らず、他の校務と同様の扱いです。

また、県教育委員会としては、部活動顧問の調整や決定にあたっては、特にこういうやり方でやるようにという指示はしておりませんので、各学校の実情に合わせて、円満に職員間で調整をいただくことを基本に、具体的な指示はしていないという話も事務局の方からありました。

この請願団体からすれば、そもそも部活動に対してネガティブだという教員もいるのだということもあり、また、その教員の中には、人によっては個人的な、管理職以

外には言えない事情もあるのだ、そういったものをなかなか周囲の教員や総括教諭には言えないのだという話もありましたので、これは通常のやり方の中で、最終的には管理職が全体調整の中で、個別の事情をくみ取りながら対応している現状は承知しておりますけれども、改めて、こういった請願があったということは、今後の学校長会議においてもしっかりと説明をした上で、教員が納得するような対応の仕方をしっかりと学校間で調整してほしい。特に、いろいろな個人の事情でなかなか言えないものについて、それを明らかにしないといけないというようなことを教員間でやると、まさに職場環境そのものが悪くなりますので、そういった部分については、管理職の方にはしっかりとご本人から伝えてくださいというようなやり方で、最終的に管理職の目を通した上で、管理職が公平にジャッジをして、調整をするというようなことも、こちらの方からアドバイスするということはあるのではないかと思います。

従いまして、全体的な対応としては、昨年度の請願に対して不採択とした延長線であり、また、細かい内容を県教育委員会として指示するつもりはないということです。この二つの請願そのものについては、不採択とする対応が望ましいと私は考えておりますけれども、委員の皆様からありましたとおり、現にこういった考えを持つ教員がいるということも含めて、様々な学校長会議で、この部活動の調整の仕方、今、メディアなどでも様々話題になっていて、教員にとってかなり負担になっていることは間違いない業務ですので、皆が気持ちよく納得した上で顧問になれるような、そういう調整について、引き続き管理職がリーダーシップをとってやっていただきたいということは、事務方からしっかりと学校長会議などに話していきたいと思えます。こういう対応で、本請願については不採択という取扱いとしたいことを提案します。

もしよろしければ、この方向で採決を行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

全委員 (了解)

教育長 それでは、この二つの請願については、不採択を提案したいと思えますが、ご異議はございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、請願第2号、請願第3号については、不採択と決しました。事務局においては、この請願の結果及び理由について、文書を整理した上で通知をしてください。その際には、ただ今あったような議論を十分に文言に入れ込んでいただければと思います。

それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、以降の進行については下城委員にお願いいたします。

下城委員 ではまず、日程第1の定教第24号議案に移ります。

定教第24号議案

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則

説明者 飯田行政課長

行政課長

ファイル01をお開きください。定教第24号議案「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明します。「定教第24号議案」の1/4ページをご覧ください。提案理由です。下段に記載がありますが、県立高校改革実施計画（Ⅲ期）に基づく県立高等学校の学科改編に伴い、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

資料2/4、3/4ページが、改正規則案及び新旧対照表となっております。

具体的な内容については、4/4ページ「定教第24号議案関係」でご説明します。まず、「1 改正の趣旨」は、資料記載のとおりです。

次に、「2 改正の内容」ですが、表のとおり、二俣川看護福祉高等学校の学科の中に「普通科」を追加するものです。

また、「3 施行期日」については、令和6年11月1日から施行したいと考えております。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。

普通科の新設に伴う規則の追記ということですが、他によろしいでしょうか。

それではご質問がなければ、採決について教育長にお願いします。

教育長

それでは、ただいまの定教第24号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員

異議なし。

教育長

ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員

それでは次に、定教第25号議案に移ります。

定教第25号議案

令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に係る生徒入学定員について

説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル02をお開きください。1/16ページの提案理由にありますように、令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者募集に係る生徒入学定員について決定していただきたく、付議するものです。

議案の内容として、各県立高校ごとの入学定員の数をお示ししていますが、まず始めに、定員計画策定にあたっての考え方等の全体像について説明しますので、ファイル13/16ページ、資料1「令和7年度の「高等学校生徒入学定員計画」の策定について」をご覧ください。「1 令和7年度定員計画策定の考え方」では「神奈川県公立高等学校設置者会議」において、全日制進学実績の向上を推進するために、公私各々が実現を目指す入学定員目標を明確にすることとし、公立中学校卒業予定者66,307人のうち、公立は39,300人程度、私立は14,900人程度を入学定員の目標とすることで合意しました。

この入学定員目標を基に、公立高校の定員計画を策定しましたので、14/16ページの資料2「令和7年度神奈川県公立高等学校生徒入学定員計画について」をご覧ください。「2 全日制入学定員について」の表の太枠の中、「公立A」部分をご覧ください。「①合意による公立の入学定員目標」は39,300人で、前年から550人の減となります。「②県外等からの入学者」の受け入れ分として455人、「④」海外からの帰国生徒や在県の外国籍の生徒の特別募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集及び中途退学者募集を合わせた「特別募集等」の定員が663人、ここまでの合計から「③併設型中学校からの入学者」360人を引いた人数が、公立高校の「⑤募集定員」で40,058人となります。

次に入学定員数ですが、「⑤募集定員」に県立神奈川総合高校で7月に実施する「⑥後期募集」の定員の20人、来年の4月以降の転入学・編入学を見込んだ「⑦転編入定員」の235人、「③併設型中学校から入学者数」の360人を足しまして、「⑧入学定員」は40,673人となり、「⑨学級数」は1,026クラスとなります。

今回付議しております県立分としては、表の太枠の中、2段目が県立の数値で、「⑧入学定員」が36,913人、「⑨学級数」は932クラス、前年比13クラス減となります。

続いて、「3 定時制入学定員について」の表の太枠の中、「公立A」の部分をご覧ください。「①一般募集」の2,828人と「②特別募集」の52人を足しまして、「③入学定員」が2,880人となり、「④学級数」としては82クラスとなります。そして、表の太枠の中、2段目が県立分となりまして、「③入学定員」が1,960人、「④学級数」は56クラスとなります。

次に、「4 通信制入学定員について」ですが、今回の付議に係る県立の入学定員として、表の太枠の中の記載のとおり、1,520人としております。

続いて15/16ページ、資料3「令和7年度県立高等学校学級増減対象校一覧」をご覧ください。こちらは令和6年度の募集学級数との比較となっており、今回の定員計画に係る学級増減の対象校を課程及び学科別にお示ししております。学級増減にあたっては、県立高校改革実施計画（Ⅲ期）や各学校の施設状況等を考慮した上で、調整し

ました。全日制課程においては、「(5) 増減学級数合計」のとおり、県立高校14校で、9学級増、22学級減し、最終的に13学級減となっております。なお、ここに記載以外の学校については、学級数の増減はありません。定時制課程においては、募集学級数の増減はありません。資料3でご説明した学級増減を反映させたのが、2/16ページから12/16ページまでの議案となっております。

今後の予定ですが、市立高校を設置する各市教育委員会において、市立高校の定員を議決後、10月24日に公立高校全体の定員について記者発表を予定しております。

以上で、定教第25号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

笠原委員            基本的なことを伺いますが、14/16ページに「予定者数」「全日制入学定員」とあり、県外からの入学者や特別募集等の入学者の数というのは、前年度や生徒の増減等によるのでしょうか、基本的に大きく変化するものではないのですか。

高校教育課長        過去何年間かの平均を見て設定しておりますので。

笠原委員            だいたい毎年度、誤差としてはどれくらいになるのですか。基本的には大きく読み違えてしまう年はないと、今の話で伺ったのですが。でも、大体どれくらいで動いているかだけ、もし分かればよいのですけど。

高校教育課長        実際の数との誤差は年によって違いますので、あくまでも想定なのですけれども、過去の平均をとっておりますので、そんなに大きな誤差はないと考えております。

下城委員            過去に新型コロナ禍で、仕事をオンラインでするようになって、都市部から少し離れたところに流入者があったという時期がありました。その頃は転編入が増えていたと思いますが、それは今は下火で、むしろ少なくなってきたという、あるいは都市部の住宅高騰や物価高などで、むしろ流れ出していく方が多くなっていると理解しておいてよいですか。要するに、転編入も含めて少し減っていく基調になっているということですよ。少子化もプラスで。

高校教育課            転編入については、仕事の都合や様々な状況で一家転住してくる方が主に対象となっておりますけれども、それほど大きく、こここのところで変化している状況があるとは把握していないということです。

笠原委員            15/16ページで七里ガ浜高校が9クラスから10クラスに増えています。七里ガ浜高校が増える要因、背景は。

高校教育課長        今、七里ガ浜高校の現状の3年生が10クラスですけれども、そこが卒業し、教室の

状況などから考えて、次の1年生も10クラスに設定をしました。

笠原委員 単純に3年生が1年生におりてきて、1年生が10クラスになる。

高校教育課長 はい。昨年度の入学者選抜の応募者数なども勘案して。

笠原委員 これで空きがでないということですね。分かりました。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

常陸委員 県としては、全日制の進学率の向上を方針として、ベースで考えていると思うのですけれども、一方で、多様な学びへのニーズといいますか、全日制以外の選択をする方も昨今、増えているということも聞いていて、その中で通信制や定時制の定員については増減ゼロという判断をしたところを詳しくご説明いただいてもよろしいでしょうか。

高校教育課長 定時制と通信制については、現状で十分な定員を確保しているという考えです。

常陸委員 そこに対しては、適切な設定であるという理由ですね。

高校教育課長 そうです。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 インクルーシブ教育実践推進校に関して、やはり地域別に見ると、例えば1人ぐらい不合格になる学校もあれば、定員を満たさない学校もあるという、なかなかこの辺の調整は難しいのだらうと思うのですが、そのことに対して、具体的に県としての対応、枠はこうだと示すわけですがすけれども、基本的にはインクルーシブ教育実践推進校の特別募集枠は、そもそも県立学校の定員の中に入るわけですから、その辺りの対応を具体的にきちんと満たしていくというか、来ていただくような対応として何か工夫をしているところはあるのですか。

高校教育課長 今年度については実施していないのですが、昨年度、インクルーシブ教育実践推進校の校長にヒアリングをして、学校の状況なども伺った上で学級数を設定したというところです。

笠原委員 いろいろ聞くところによると、やはり中学校側がインクルーシブ教育実践推進校のそれぞれの学校の受け入れ体制や状況について、なかなか情報が集まってこない。だから、中等教育学校や中学校の校長会の説明会の場に、インクルーシブ教育推進課だけが行って説明をするのではなくて、例えば、子ども教育支援課、インクルーシブ教

育推進課、高校教育課というふうに、インクルーシブ教育実践推進校を志望する生徒たちの、例えば「こういうケースの場合はこういう対応があります」「こういう場合はどうなのですか」というふうにして、そこできちんと情報が共有できるような説明会の工夫はされているのですか。

高校教育課長 今年度、インクルーシブ教育推進課とも相談して、高校教育課からも参加して、説明をしました。

笠原委員 できるだけ、そのような局内でしっかりと支える対応をとることは、とても重要だと思うので、是非よろしくをお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは他にご質問がないようでしたら、採決について教育長をお願いします。

教育長 それではただいまの定教第25号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員 それでは次に、進行の関係から協議・報告事項の報告2に移ります。

## 報告2 「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会及び教育と個人情報保護を考える会からの要請について

説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル08をご覧ください。県民から教育長宛て要請書が提出されましたのでご報告します。要請を行った県民ですが、「「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会」及び「教育と個人情報保護を考える会（旧個人情報保護条例を活かす会）」という二つの団体です。

はじめに、「「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会」からの要請の内容についてご説明します。3/5ページの下部をご覧ください。要請の内容は、六つの要請項目からなっております。このうち、要請項目5の「式の形態は学校にまかせること。」については、昨年度の要請にはなかったもので、今回新たに追加された内容になります。本件については、団体からは12月7日までに文書による回答及び話

合いの場を設けるよう求められています。

続いて、「教育と個人情報保護を考える会」からの要請内容についてご説明します。5/5ページの下部をご覧ください。要請は、六つの要請項目からなっております。このうち、要請項目5「「子どもの権利条約」に則った生徒指導を実現して下さい。」、6「子どもの個人データについては、利活用ではなくその保護を最優先としてください。また、プロファイリングは行わないことを明確にして下さい。」については、昨年度の要請にはなかったもので、今回新たに追加された内容になります。本件については、団体からは12月、年内までに回答及び話し合いの場を設けるよう求められています。

これらの要請等について、事務局としては、これまでの教育委員会での議論や考え方及び実情や学習指導要領を踏まえ、卒業式及び入学式の実施にあたっては、国旗は式場正面に掲げるとともに、国歌の斉唱時に教職員は起立し、厳粛かつ清新な雰囲気の中で式が行われるよう取組を徹底すること。また、教職員には学習指導要領に基づき、児童・生徒に対する指導を行う責務があることについて、指導の徹底を図っているという趣旨で回答し、団体と話し合っていきたいと考えております。

以上です。

下城委員                    それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員                    確認ですが、今年度新たに加わった項目に対しては、今の課長の説明だと少し足りない部分があるのかと思うのですが、その辺については方針としてどのようにするのか。

高校教育課長              回答作成はこれからになります。今のところですが、まず、「「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会」からの要請項目5については、他の項目と同様の趣旨で回答したいと考えております。

それから、「教育と個人情報保護を考える会」からの要請項目6の子どもの個人データについては、県教育委員会として子どもの個人データを利活用する予定はありませんけれども、今後、活用することになった場合には、個人情報には十分に配慮して慎重に取り扱っていくという趣旨の回答を考えております。

学校支援課長              「子どもの権利条約」に則った生徒指導ということで、県立湘南台高校の春の頭髪の指導があったと思います。そのことについては、まず高校の方に確認をしまして、当該生徒及び当該保護者に対しての生徒指導上の学校側の指導の至らない点等について、しっかりと謝罪をし、今後の指導について説明をし、ご納得をいただいたということです。その後の生徒の学校生活ですけれども、欠席や遅刻もなく、教員との関係性も特に問題なく、通常の学校生活が行われているということです。教員の指導についてですが、生徒指導提要の抜粋を用いた資料を活用し、生徒に寄り添う生徒指導についての認識を深めるための教員研修を行って、徹底を図っております。さらに、職員会議ごとに、教員の言葉、激励により、生徒との信頼関係をつくることを目指す研

修を行い、対話のある学校を醸成していくというように、校長が教職員を指導しております。

下城委員 いかがでしょうか。他にご意見はよろしいですか。それでは、ご意見がないようでしたら、報告は以上とします。  
次に、日程第2の報第11号に移ります。

**報第11号 令和6年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について**

説明者 高安行政部長

行政部長 報第11号「令和6年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について」ご説明します。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、教育長が事務を臨時に代理し被表彰者を決定したことについて、教育委員会の指示事項として結果を報告するものです。

まず、本表彰制度の概要等をご説明します。説明資料の7/9ページをお開きください。「報第11号関係」「令和6年度神奈川県優秀授業実践教員表彰 制度の概要及び審査経過」です。「1 制度の概要」の「(1) 趣旨」ですが、教員の人材育成施策の一環として、学校教育における授業実践に優れ、教員の模範として推奨すべき者を表彰するとともに、教員全般の意欲及び資質能力の向上に資するものです。「(2) 導入年度」「(3) 対象者」「(4) 表彰候補者の基準」については、資料記載のとおりです。「(5) 部門の内容」ですが、総括教諭又は教職経験10年以上かつ35歳以上の第1部門、教職経験10年未満又は35歳未満の第2部門があります。

「2 審査経過」ですが、資料記載のとおり市町村教育委員会及び各県立学校長から推薦された表彰候補者に対して、6月以降、授業観察や予備審査を経て、審査会を行った上で、決定しました。

「3 被表彰者数」ですが、今年度は一番右側の太枠に記載のとおり、第1部門で計20名、第2部門で計21名の合計41名となりました。

8/9ページをお開きください。「4 被表彰者の活用」についてご説明します。

「(1) 校内や校外の教員に対する積極的な授業の公開」です。被表彰者には、各学校の校内で決まった期間に相互に授業を見学する機会や、初任者研修の他校訪問などの機会を積極的に活用し、1年以内に授業公開を1回以上行うことを義務付けております。なお、令和5年度被表彰者の授業公開について、「ア 授業の公開の実績」は、10月1日時点で実施総回数204回（1,263人の参観）、一人あたりの平均実施回数は5.4回でした。「イ 主な活用の結果、感想等」では、経験の浅い教員が、相談したりアドバイスをもらったりする様子も見られた。受賞が本人のやる気につながり、同僚にも良い影響があり、授業準備に意欲が増したといった意見など、資料記載のとおり

りです。

9/9ページをご覧ください。「(2) 教員研修等における講師に係る実績」です。被表彰者には、初任者研修などの基本研修等で講師をお願いしております。資料記載のとおりです。「5 今後の予定」ですが、表彰式を11月6日水曜日に、県庁本庁舎3階大会議場にて行う予定です。なお、当日のご対応は佐藤委員をお願いしております。よろしくお願いいたします。

資料の2/9ページにお戻りください。今回決定した被表彰者の一覧です。2/9ページから3/9ページに第1部門の20名、4/9ページから6/9ページに第2部門の21名について、授業実践等の概要などを記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

報第11号についての説明は以上です。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員            各年度の被表彰者数の推移を見ると、大体毎年同じような合計人数になっていますけれども、推薦があっても結局は選ばれない方がいるのかということ、学校あるいは校長によって、毎年推薦する学校があるけど全然推薦しない学校があるなど、そういう学校ごとのばらつきがあるのかどうか教えてください。

行政部長            今回、合計41名表彰しましたが、県立高校4名の方が、推薦をいただいたのですが、審査を行った結果、基準に満たないということで、表彰には至らなかったという経緯があります。

それから、特定の学校等で、推薦を例年のように出しているのかという話ですが、資料が手元がありませんが、恐らく校長の考えによって積極的に出していこうという学校もあるかと思しますので、やはり、学校あるいは学校長の判断等によるのかと思っております。

佐藤委員            そうすると、あまりこの制度について積極的でない校長の学校は、なかなか表彰を受けられない結果になる可能性もあると思いますので、制度の趣旨の周知をよろしくお願いいたします。

行政部長            春先に推薦依頼を教育委員会として出しておりますので、その際に周知徹底を図っていきたいと思っております。

下城委員            特に第2部門は若手の方ですよね。よろしくお願いいたします。

行政部長            はい、教職経験10年未満又は35歳未満の総括教諭ではない教員です。

吉田委員            第2部門を受賞して、しばらくして第1部門も受賞する方もいらっしゃるのか。

行政部長 手元に資料がないので正確にはお答えできませんが、制度上は可能です。

吉田委員 そうですね。若い頃に頑張って、そのまま順調に伸びてきて、そこでもまた表彰されてほしいと思うけど、それほど数は多くないものですか。

行政部長 第2部門で表彰を受けた方で、第1部門で更に表彰を受けた方は数名います。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 基本研修で講師をされる方々の受講者として、特別支援を受講する方が多いです。実際に表彰される方は今年度も人数的には少ない。もともとの教員数が違うのでなかなか難しいのかもしれないのですが、この辺はどうなのでしょう。例えば、各校1名推薦を上げてくださいという枠を作っているわけではないですね。

行政部長 枠は作っていません。

笠原委員 特別支援学校については、今年は被表彰者が今までの中でも一番少ないと思うのですが、この辺の背景はなかなか分かりづらいのか。

行政部長 そうですね。例年どおりきちんと各学校に推薦を依頼して、特段何か特定の学校に偏る、偏らないというような話はしておりませんので、たまたまということになるかと思います。

笠原委員 この間の「かながわ人づくりコラボ2024」に出た高校生も、この表彰を受けた先生に習って自分自身の教職のスキルアップをし、そして教員になりたいという思いを強くしたという話を伺ったのです。表彰されて自分自身の指導技術を磨いたり、それだけではなくて、人格的な側面も含めて、やはり子どもたちが憧れていく、「こういう先生になりたいな」「こういう先生になって自分も教えたいな」と思うところの、一つの道の先にその方々がいることを考えると、もっといろいろな方々が表彰されて、自身のスキルアップも含めてやっていただくことが、教員確保にもつながっていくことにもなるのかと思うので、是非、この趣旨を理解していただいて、学校による、校長の判断によるものではなくて、皆がそういう機会を得られるような制度として定着していただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

吉田委員 引き続いて、笠原委員と同じ考え方なのですけれども、被表彰者の活用に関して、校内校外の教員だけではなくて、高校生などのこれから目指す人が「カッコいいな、あんなふうになりたいな」と思えるように。病院の実習で看護学生にいろいろやったりする。もちろん看護学生もだけど、うちに就職したいと思うような実習指導をしてほしいということを、いつもしっかり言う。是非、こういった先生方が高校に行くと、特別授業などのいろいろなことをやって、「先生はカッコいいな、になりたいな」

と思えるような活動をしていただければありがたいと思っていますので、是非。

常陸委員 今の話に関連して、それだけ良い授業を展開しているというところで、公開の努力を重ねているとは思いますが、一方で例えば、授業のデジタルアーカイブ化といえますか、なかなか授業全体の雰囲気までをデータで写し撮るのは難しいかもしれないのですが、公開授業に参加できない方たちが、動画を通じてその一端に触れるような機会は、何か検討していますでしょうか。

行政部長 実は、総合教育センターの方で、平成の終わりだったと思いますが、ライブラリーを作ってDVDを公開していたのですが、やはり映像では実際にその教室全体の様子をつかむのが難しい等の理由があり、DVD化をやめて、授業公開や基本研修等における講師という形に見直した経緯がありまして、方向性としてはむしろ、こういう公開の回数を増やすといったところで、やはり実際の生の授業を見て、体験して、あるいはそういう拡大を進める方向なのかと考えております。

下城委員 よろしいですか。

笠原委員 そのことに関連して、私はそれは無くさないで継続してほしいということ、その当時に発言したかと思えます。これだけICTが活用されるようになってきて、教員の働き方改革を考えると、やはり、いながらにして良い授業を見たいと思う方々が増えてきているし、私が関わっているある市では、そういう授業を見たいという先生方が毎年増えていて、なかなか全体を受け入れられないという状況も出てきているということを見ると、やはり先生方の力量を上げていくということも同時に行いつつ、そういう授業を見ることによって、自分自身の授業を振り返る機会を作っていくこともとても重要だと思うので、一度クローズしたものをもう一度というのはなかなか難しいと思うのですが、毎年度、より良い方向に見直しながら、今求められているニーズにどう合致していくのかということも、是非、視野の一つに入れておいていただくとありがたいと思えます。

佐藤委員 今のお話は、DVDの貸出視聴ということではなくて、配信ということも考えられるのではないのでしょうか。

行政部長 各学校で公開授業をやっているときに、他の学校でも見られるように、いわゆるオンライン、ライブ配信はしている状況です。

常陸委員 恐らく動画の技術もいろいろと進化をしてきていて、平成の最初の頃はDVDを作るというのはなかなか相当手間がかかることで、それに対しての閲覧が難しかったのかとも想像がつくのですが、今はやはり動画で見るということに、皆さん、若い方も慣れてきています。この前の「かながわハイスクール議会2024」でも、政策提言を高校生の方達でやったときに、SNSとイベントがセットで、皆さん提言されて

いるようなところがあって、そういう世代の方たちが今後、教職員を目指すというところかというと、せっかくの素晴らしい、ある意味本当に最高のコンテンツだと思うので、それをリアルだけに閉じ込めておくのもまたもったいないかという気もしておりますので、なかなか配信も手間がかかると思うのですが、引き続きよろしく願います。

指導部長 優秀授業に関わらず、各学校における好事例の共有は、高校教育課でも、様々、教科ごとに、教育委員会ネットワークからいつでも視聴できるような形で置いているところはありますので、教員の方がそれぞれの学校でどんなふうに授業をやるかというときに見るようなコンテンツ自体は大分広がってきている現状がありますので、引き続きそれも取り組んでいきたいと思えます。

常陸委員 よろしく願います。

下城委員 時代に合わせてアップデートして、公開授業で現場は大変なので、これも働き方改革で、事務局としてはスリム化も考えなくてはいけないだろうと思えます。気になったのは、校長の推薦があまり積極的でないというのも、推薦事務が煩雑など、他でもありましたので、そういうこともあるのかと思出したので、そういうことも含めて考えていただきたい。推薦数を増やすように、受賞数を増やせるように考えていただきたい。せっかくですので、子どもたちに大変良い影響を及ぼすものだと思いますので、進めていただきたいと思えます。よろしく願います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上とします。

次に、協議・報告事項、報告3に移ります。

## 報告3

### 第16期神奈川県生涯学習審議会の審議結果について

説明者 伊藤生涯学習課長

生涯学習課長 報告3についてご説明します。ファイル09「第16期神奈川県生涯学習審議会の審議結果について」です。まず、「1 生涯学習審議会の概要」については、資料記載のとおりです。

次に、「2 審議内容」についてです。第16期神奈川県生涯学習審議会では、「県立学校における地域学校協働活動の推進について」を審議事項として、計4回審議が行われ、別添資料のとおり意見がまとめられました。囲みにありますが、地域学校協働活動とは、「地域住民や団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互に連携・協働して行う様々な活動のこと」です。現在、県立学校では地域イベントの企画から運営までを生徒が主体的に担う取組や、近隣の事業所を訪れて職業体験を行う

取組などが行われておりまして、生徒の自己肯定感を高めることに加え、地域の活性化に資することなども期待されておりますが、一方で課題もあります。そこで、今期の審議会において、この「県立学校における地域学校協働活動の推進」をテーマとして、その「課題」と「対応案」についてご審議いただき、審議会委員の皆様からご意見をいただくこととなったものです。審議会でもいただきました主なご意見ですが、まず、「(1)」「課題」については、「県立学校における地域学校協働活動の意義に関する理解不足」あるいは「地域学校協働活動の推進に係る地域人材の不足」「県立学校と地域住民との「地縁的つながり」の希薄さ」について、ご意見をいただきました。次に、「(2)」課題への「対応案」として、「「県立学校」ならではの地域学校協働活動の意義の発信」「地域人材の発掘・育成」あるいは「県立学校と地域住民が連携するための仕組みづくり」についてのご意見をいただきました。

資料の3/9ページにあります、「第16期審議のまとめ」とあります。この中から、主な内容を何点か申し上げたいと思います。まず、県立学校における「地域学校協働活動の意義」については、生徒たちが主体的で体験的な、豊かな学びを形作っていくためのコーディネーションを大人社会が行っていくことが、この活動の目標であるとの話をいただきました。「地域人材の発掘・育成」については、卒業生や学校長経験者など、コーディネーターの資質を備えた方々に、幅広くアプローチするなど、学校がコーディネーターの力を借りやすい環境づくりに努めていくことが大切であること。また、学区の定めがなく地縁的なつながりを感じ難い県立学校における地域連携については、町内会や自治会などの「地域コミュニティ」に加えて、特定の分野に関する活動団体や研究機関などの、いわゆる「テーマ・コミュニティ」を含めて考えた方がよいといったご意見をいただいております。詳細については、別添の資料に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

報告3についての説明は以上です。

下城委員           それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員           なかなかここに書かれている内容は、現状としては厳しいです。やはりコミュニティの中の課題性もあるし、それをつないでいくコーディネーターの方の存在であるなど、学校としてどういう活動をしていくかというところもあると考えていくと、なかなか解決の糸口が見つからないのですが、実際にこれを受け取った生涯学習課としては、今後の展開としてどのようなことを考えているか、お話しいただけるとありがたいです。

生涯学習課長      お話のとおり、なかなか難しい課題ではあるのですが、今回審議していただいた内容について、改めて今後検討していきます。例えば、当面の取組としては、県立学校ならではの地域学校協働活動の意義の発信については、今、地域学校協働活動ボランティアハンドブックを作成しておりまして、それは、小学校も中学校も高校も全部同じ一つのハンドブックとなっております。それを今回、審議会でもご意見があったのですが、例えば、県立学校編のようなものをこれから作成し、それを研

修会等で活用するようなことをまず思っております。

それから、地域人材の発掘・育成については、生涯学習指導者研修をやっておりまして、そこにいくつかコースがある中に、学校と地域との協働推進コースがあります。ここでまた同じ話になりますが、県立学校ならではの取組を紹介したり、研修内容を充実させることを考えています。

また、連携するための仕組みづくりについては、PTAや関係団体との連携の中で、何か推進できないかということを探っていきたいと考えております。

笠原委員

最初のスタートが、神奈川県らしさというか、県立高校を中心として、地域全体を巻き込みながらこの取組を進めていくのだというところからスタートしたと記憶しています。地域というものが、やはりなかなか現状として、かつてのような状況を呈していない難しさもあるのですが、例えば一方で、神奈川は共に学び共に生活していくという理念の下で、今、全体的に取組が進もうとしているのではないですか。学校教育だけでインクルーシブを進めていくというのは現状としてはあり得なくて、そもそも地域がインクルーシブになることによって、学校教育のインクルーシブというのが相互に連携して、一つの地域社会が作られていくということになるとすると、例えば県立高校を中心として、幼稚園、保育園、それから小学校、中学校、高校、一体的にどうやったらその地域がインクルーシブになるかや、新たに今求められている他の事業の切り口と結びつけて、その地域性ならではのところを考えていくなど、今までの発想でやり続けていくことがやはり難しいということ、ある意味、今回のこのまとめの中では言われているのではないかという気がするのです。地域を巻き込んだ活動が展開していくことが望ましいのかということから、もう少し違う角度で、担当課としては見ることも必要なのかと。例えば、海老名市がこれからやろうとしているフルインクルーシブは、それこそ地域がやらなくてはいけない。そこに県立海老名高校があり、県立えびな支援学校があり、近隣には県立座間高校があると、点としてはいろいろとあります。その点をどうやって線として結びつけて面にするかというところで、高校のこういう活動をうまく使っていきのものもありなのかと思うので、是非、少し視点を変えて考えることも必要かと思いました。

下城委員

私も同じことを思ったのですが、生涯学習課がこれを検討したところが、生涯学習ということと地域ということに少し縛られている。ふるさとなどにがんじがらめになっているのかと少し思ひまして、実際、高校で学校運営協議会委員やコミュニティスクールを行った経験から言えば、高校生たちは、大抵の高校は周りから自転車で通ってくる。それで周りの住民の方たちに大変な危険や迷惑をかけているというのもある。だから、高校生と一緒にハザード・マップ作り等、学校周辺の道路の安全対策に一生懸命取り組むと、逆に皆が応援してくれるというふうに変っていくのです。地域の結びつき。笠原委員はインクルーシブの視点から言われたと思うのですが、けれども、高校生ハイスクール議会を傍聴していて、防災が意外と高校生に届いていないというのを聞いて、少し驚いたのですけれども、大規模災害になれば、学校はどこでも、まず拠点、避難所になるわけではないですか。そういうことを考えると、もっ

と高校と地域の結びつきの促進を。それから、これは3.11（東日本大震災）のときに大変問題になりましたけれども、例えば授業中に大規模災害が起きたときに、高校生を自宅に帰した方がよいのか、それとも残した方がよいのかの判断もあるので、平時からよほどきちんと訓練しておかなくてはいけない、学校に、地域と一緒に取組まなくてはならないというのは、ハザードマップを作らなくてはならないというのはやっていると思うのです。だから、そういうことがいくらかでもあるところを多角的に多様に。いつも地域の人材という、高校生は卒業しても、必ずしもその地域に就職するとは限らないという話になるのだけど、高校生は日本全国で仕事をして、想いを持って帰ってきてもらえば、例えば、キャリア教育で、頑張っている卒業生に帰ってきてもらい話をしてもらうなど、いくらかでもあるので、何か生涯学習、地域、ふるさとみたいな捉え方が、もう時代に合っていないのではないかと考えることも含めて、多角的に展開していかなくてはならないのだろうというふうに思います。やらなくてはならないことはたくさんある。地域と高校だと思いますので、よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

常陸委員

今の話の中で、特に地域の点については、共働きが増えたり、定年後の再雇用の方が増えたりという指摘が中にもあったのですけれども、やはり地域の捉え直しがとても重要になってくるとは感じました。この中でも「地縁の枠に捉われず、「通信」など様々な方法を活用して、実社会の人間や異世代の大人たちが子どもたちの育ちを支えていくことが重要である」という提言がありました。これは、なかなか新鮮な捉え方といいますか、そこも含めていろいろな知恵を借りることが、これから必要になってくるのではないかと思います。優良PTA神奈川県教育委員会表彰式に出たときに、そうは言っても皆、子どもたちのためにという想いがものすごく強いと感じました。ただ、いろいろな制約、仕事の制約など、時間的なところが難しいというところで、なかなかそこに関わっていけないジレンマもありつつ、デジタルツールを活用したりと工夫を重ねているところがすごく伝わってきましたので、その辺りの皆の想いが反映できるとよいかと思いました。

下城委員

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他にご質問がないようでしたら、報告3については以上とします。

次に、日程第1の定教第26号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、企画調整担当課長、管理担当課長を指定します。

(10時35分非公開の会議に入り、11時17分公開の会議に戻る)

教育長

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて教育委員会を閉

会といたします。

令和6年10月22日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 定教第26号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

### 協議・報告事項

#### 報告1

- ・ 行政課長から報告の後、質疑を行った。